

2025年11月10日

前橋市長 小川 晶 様
前橋市教育長 吉川 真由美 様
公営企業管理者 膽熊 桂二 様

2026年度前橋市予算編成についての要望書

日本共産党前橋地区委員会
委員長 店橋世津子

日本共産党前橋市議団
近藤好枝 小林久子
吉田直弘 吉原大輔

はじめに

日本経済は30年来の経済の停滞と円安の影響でくらしの困難が続き、市民生活を襲っています。こうした中で、市民の声を受け止め、市民の暮らしや営業を支える市政が求められています。

とりわけ、本市は学校給食費の無償化を実施して子育て世代の期待に応える施策や事業者支援、農業施策などを実施してきました。一方で、市民生活に直結する国民健康保険税の引き上げや上下水道料金の値上げ、マイバスやデマンドバスの乗車料金の値上げを実施してきたことは市民生活を一層厳しくしています。さらに、今後の前橋市政の動向を左右し、財政悪化を招く千代田町中心拠点地区市街地再開発事業の推進によって、最優先すべき暮らしや福祉、教育、子育てなど市民要望に応えることが困難になります。

党市議団は、この間も市民の声を届け是々非々の立場で、「住民福祉の増進」に資するための施策提言を行ってきました。本予算要望書は市民各界各層の方々から広く意見徴収して具体化したものです。本市として、市民の暮らしを支え市民要望に応えるための市政運営を果たし、本予算に反映していただくように要望いたします。

【教育福祉常任委員会】

1、介護の負担軽減について

- ① 2000年の制度開始時の基準額は月額2792円が第9期では6450円と2.3倍にも膨れ上がっている。介護保険料の負担が重くなる一方受けられるサービスは限られ、老老介護、介

護離職、介護疲れによる介護殺人も後を絶たない。「保険あって介護なし」がますます深刻化し介護保険制度の根幹が揺らいでいる。介護保険料の引き下げ、利用料の軽減をするため、国庫負担割合の抜本的増額を求める。

- ② 202 年度に実施した訪問介護報酬の引き下げにより、小規模業者の経営が厳しくなり、訪問介護事業から撤退を余儀なくされている事業者が生まれている。地域包括ケアシステムの根幹を揺るがしている現状から、直ちに経営支援のための本市独自の支援を実施するとともに、国に介護報酬の再改定を強く求める。
- ③ 高額で必要な介護サービスが受けられない低所得者のために、本市独自の利用料減免制度を創設する。
- ④ 介護人材確保のための本市独自の支援を実施する。とりわけ、ヘルパー不足を抜本的に解消するため、介護人材育成強化を行う。
- ⑤ 認知症初期集中支援チームの市民周知を抜本的に強化する。認知症当事者や家族が気軽に参加できる地域に身近な認知症カフェを抜本的に増やす。そのために認知症サポーター、オレンジパートナーの増員、質のより一層の向上を支援する。
- ⑥ 第 10 期介護保険事業策定にあたっては、介護保険料の引き下げを行い、特に第 1 段階の保険料は無料とする。
- ⑦ 必要な介護が提供できるように、国・県に負担割合の抜本的増額を求める。

2、地域医療体制の充実について

- ① 公立・公的医療機関等の再編統合計画を撤回するよう国に求める。済生会前橋病院は地域医療の拠点病院として重要な役割を担っており、県とも力を合わせ、国に統廃合の対象から除外し存続するよう強く求める。
- ② 国による医療費削減政策が推し進められる中で、公定価格である診療報酬は

実質マイナス改定が続いており、昨今の物価上昇に対応していない。医療・介護従事者の賃金を他産業と同様に上げることは難しく、現場では人材の流出が起きている。医療機関は過去最大の規模で倒産・廃業が進み、深刻な経営危機に陥っている。このままでは、住民の医療を受ける権利を保障することができない。医療機関の経営改善及び医療人材確保のために物価高騰や人件費上昇に対応できる診療報酬に再改定するように、国に強く求める。

3、国保税の負担軽減について

- ① 国保税の所得に占める割合はすでに1割に及んでいるため、払いたくても払えず、滞納する市民が増えている。滞納者には正規の保険証を取り上げる制裁措置や収納課による厳しい滞納処分が行われ、国保世帯の暮らしをますます苦しめている。現在の制度のままでは、国民皆保険制度を維持することはできない。守るべき医療の保障は、被保険者間のささえあいではなく、国・県・市の政治の責任で大幅に公費を投入し、国保税を引き下げる。
- ② 物価高騰が子育て世帯を直撃する中、暮らし応援のため、国保基金や一般財源を活用し、国保税の18歳までの均等割の完全無償化を新年度から実施する。
- ③ 本市の申請減免は前年度所得の5割減を対象としているが、沼田市のように3割減までを対象とする。
- ④ 医療機関窓口の一部負担金制度を周知して、対象となる市民がもれなく申請できるようにする。
- ⑤ 滞納者に対し10割負担となる特別療養費支給対象世帯とすることは受診抑制を招くのでやめる。
- ⑥ マイナ保険証は全国の医療機関窓口で読み取りできないトラブルなどが続出している。旧紙の保険証の発行継続を求める世論が現在でも圧倒的多数であり、マイナ保険証保持の有無にかかわらずすべての被保険者に資格確認証を発行する。

4、高齢者福祉について

- ① 現行の高齢者補聴器購入助成制度は課税者も対象にし、購入助成上限金額を引き上げる。認知症予防にも効果のある補聴器装着の前提となる高齢者聴力検査を検診メニューに創設する。加齢性難聴者の補聴器購入への助成制度の創設を国に求める。
- ② 緊急通報システムは、65歳以上の希望するすべての高齢者を対象に無料とする。高齢者補聴器購入助成事業とともに緊急通報システムの制度を広報などの媒体や老人会などの団体を通じて周知徹底する。
- ③ 高齢者のエアコン購入費補助事業を毎年度予算化し、故障したエアコンの修理や買い替えも対象にした制度とし熱中症予防対策を強化する。
- ④ 窓口のたらい回しを無くし、福祉・介護の相談にワンストップで対応し、施設入所などの支援に繋げることができる「福祉総合相談窓口」を設置する。
- ⑤ 針きゅうマッサージ利用券の発行は65歳以上を対象として、現状から枚数を拡充し少なくとも7枚に戻す。また、制度の周知を徹底する。
- ⑥ 後期高齢者医療保険制度は、2008年度の制度導入以来、8回にわたる保険料値上げが行われ、24・25年度の保険料値上げは年間平均6千円を超え、高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっている。2022年10月から窓口2割負担の導入による急激な負担増を回避する軽減措置を行っていたが、2025年9月30日で終了し負担が増大した。さらに「現役並み所得者」の3割負担の範囲を拡大する方針の具体化も検討されている。国に対し高齢者の窓口負担を一律1割に引き下げ、高齢者の医療費への国庫負担を抜本的に増額するように求める。

5、障がい者福祉について

- ① 障害者雇用の拡大に率先して取り組み、正規職員採用を軸にした法定雇用率の早期達成を目指す。市内企業に積極的に障害者の採用を働きかける。特別支援学校卒業生に多様な進路を保障する。

- ② 重度心身障害児・者の福祉医療（医療費無料制度）の所得制限の撤回を県に求める。
- ③ 障害者特別手当、障害者控除、高齢者介護慰労金について制度の周知と、対象者への利用を案内する。障害者特別手当は要介護4・5も対象になりうる。在宅要件はデイサービスや有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅も対象になることを周知する。障害者控除は、対象者に申請書を送付し、認定審査時に本人の同意を取るなど周知と利用を促進する。高齢者介護慰労金は、ケアマネや介護事業所とも連携し周知徹底をする。

6、生活保護制度について

- ① 地域共生社会をめざし、重層的支援体制を整備する。その際に、本市が培ってきたノウハウを存分に生かして、縦割り行政の垣根を越えて横軸で連携共同する施策展開を創意工夫して実施する。
- ② 憲法25条が保障する生活保護制度を全市民に周知し、扶養照会の弾力化や6か月の暫定的な車の所有ができることなども紹介して、申請から決定までの期間を短縮して生活困窮者を迅速に救済する。
- ③ 新規生活保護受給決定者だけでなく、熱中症対策としてすべての生活保護受給者へのエアコン設置と夏季加算の創設を国に求め、当面、電気代として夏場に月額1万円の市独自の助成制度を創設する。
- ④ 生活保護受給者へのきめ細かな対応が図れるようにケースワーカーを増員する。
- ⑤ 生活保護受給世帯の車の所有・使用については生活実態を詳細に把握し運用拡大を図る。

7、衛生・動物愛護について

- ① スズメバチの巣の駆除については、自己負担をなくし、民地についても従前のように全額公費で実施する。
- ② 動物の殺処分ゼロを目指す本市のロードマップを策定する。動物愛護団体と

連携し土日祝日の譲渡会の実施回数を増やす。獣医師会と連携し、動物の治療体制を強化する。そのために必要な職員体制を確保する。

- ③ 安中市のように動物愛護団体の保護活動を支援する補助金制度を創設するとともに、飼い主の終生飼育の啓発の取り組みを強化し、マイクロチップへの補助金を創設する。去勢・不妊手術への補助金を増額する。

8、安心して子育てできる保育施策の充実について

- ① 保育の質向上のためにも早急に保育職員の給与を引き上げ処遇改善する。国に対して給与の引き上げを求めるとともに、改善までの間、県にも支援を求め県・市単独で処遇改善を行う。
- ② 保育施設の老朽化に伴う建て替えに対する条件を定員増を前提にせず、施設整備補助を実施する。国に対しても要望する。
- ③ 1歳児の保育士の4対1配置について ICT 化を条件にしないことを国・県に求めるとともに、本市でも条件にしない。
- ④ 保育士配置基準30対1から25対1に改善するに際してチーム加算を取得している施設を対象外にしないよう国に求めるとともに、本市も対象外にしない。
- ⑤ 東地区の3歳未満児の保育所定員を増やすとともに、全ての子どもが希望する保育所に入れるように、公立保育所の3歳未満児の入所枠を拡大する。
- ⑥ 東地区で一時預かり保育を実施する。
- ⑦ 保育の質の向上と安全確保のためにも、保育士の配置基準は0歳児は児童2対保育士1、1～2歳児は3対1、3歳以上児は15対1に拡充するよう国に求めるとともに、市独自でもさらに拡充する。
- ⑧ 発達障害児等が増えているので、障害児保育対策補助金を増額する。
- ⑨ 病児、病後児保育の対象施設を増やし充実する。

- ⑩ 保育士不足の解消を図るため、市独自の就労相談窓口を開設し、潜在保育士を掘り起こし、再就職につなげる。
- ⑪ こども誰でも通園制度の本格実施に当たって、対象となる乳幼児が必要な保育が安全・安心して利用できるように、公定価格の保障をするように国に求めるとともに本市独自でも上乗せして予算を確保する。また、全国どこでも利用できる制度は保育の安全性を保障できない問題があるので、実施しないようにする。
- ⑫ 3歳未満児の保育料の無料化を国に求めるとともに、市独自の軽減策を拡充する。
- ⑬ 3歳以上児の給食費（副食費）の完全無償化を国に求め、市独自の実施も決断する。
- ⑭ アナフィラキシー以外の食物アレルギー児を障害児として広く認定し、職員加配の拡充を国に求めるとともに、市も独自で制度化する。アレルギー物質除去食費用の助成制度を国に求める。
- ⑮ 公設民営・民設民営などの運営形態に限らず、学童保育の保育料無料化をめざし、当面第3子の無料化と低所得世帯・多子世帯減免を実施する。
- ⑯ 学童保育指導員の処遇改善及び希望する高学年も利用できるように施設を増設し拡充する。
- ⑰ 児童虐待が増加しているので、市独自に児童相談所を設置する。当面は市独自の児童虐待の対策室（仮称）を設置して県の児童相談所と業務連携するとともに、開設のための年次整備計画を早期に具体化する。

9、教育の充実について

- ① 教員不足解消のために、県教育委員会に教員採用試験の合格者を増やし新規採用者を抜本的に増員するよう求める。
- ② 産休予定者および育児・介護休暇取得者が休暇に入る月初めには、代替者を措置できるよう採用に全力を挙げる。

- ③ 産休者、病休者、育児、介護休暇取得者の代替者を措置できない場合には、教育委員会の指導主事を代替者として配置する。代替者確保のために、一定数の指導主事を教育委員会に確保する。
- ④ 定数内の臨時的任用教職員を本採用教職員に切り替えていくよう県教委に求める。
- ⑤ 小・中全学年で 30 人以下学級の早期実施を国・県に求め、市独自でも実施する。
- ⑥ 小中学校の 35 人学級の実施は加配教員からの流用ではなく、県費正規教員の増員により実施するよう県に要望するとともに、市独自でも正規教員の採用をおこない実施する。
- ⑦ 特別支援学級の 1 クラスの定数 8 人を減らし、教育の質を高めるよう国に求めるとともに、県教育委員会と連携し、市独自で少人数教育を実施する。
- ⑧ 小中学校の適正規模適正配置方針が示されたが、学校の統廃合は少子化の中で、児童生徒の減少は避けられないが、少人数だからこそ行き届いた教育が図られ、地域と連携共同して子どもたちを育成する地域力も醸成できる。クラス数で機械的に基準を作らず、総合的に検討して、地域の拠点となる学校を残す。
- ⑨ 全小中学校にホットルームを設置し、ホットルームティーチャーを配置する。
- ⑩ 小中学校の介助員や支援員を希望するすべての学級に配置する。
- ⑪ 子どもの貧困対策として、地域寺子屋事業などの学習支援とともに、民間団体が実施している子ども食堂・本市事業のフードバンク事業・子ども見守り宅食事業などの支援や事業内容をさらに充実強化する。
- ⑫ 子どもの安全を守るため、小中学校の老朽化した校舎や体育館・プール・グラウンドなどの改修・補強・耐震化、雨漏り対策、トイレの洋式化やエレベーター設置、熱中症や災害時の対応として重要な小中学校のすべての特別教室と体育館へのエアコン設置は、計画を前倒しして早急にすべての小中学校で実施する。

- ⑬ 人権侵害と暴力であるいじめの根絶をめざす。いじめの放置や隠ぺいは学校における「安全配慮義務」違反であることを明確にして対応する。父母、児童生徒がいじめ被害を訴えたときは直ちに現状の把握と、当事者を分離し、被害者を保護する。いじめの疑いがある段階で様子見せず、教職員と保護者で情報を共有し、被害者の安全を確保し加害者へも対応する。
- ⑭ 中学校が実施している自衛隊への職場体験学習は、災害救助より軍事的職業の側面が強いのでただちに中止する。
- ⑮ ギガスクール構想は、教員の多忙化をまねかないように、教育委員会の画一的な学習や利活用モデルを押し付けないようにするとともに学校現場の教職員の主体性を尊重する。また、タブレットの通信料や破損・紛失・更新による負担を今後とも保護者に求めない。
- ⑯ デジタル先進国では、学力の低下や健康が大きな問題となっており、デジタル教科書も利用が撤回されている。デジタル活用について先進国での利用なども含めて調査検証を行い、利用の見直しをする。
- ⑰ タブレットの利用は、各種アプリのダウンロードも自由である。自宅での児童生徒の長時間のゲーム視聴などが問題となっており、タブレットの持ち帰りを含め使用方法を再検討する。
- ⑱ 就学援助制度の対象世帯を前年度所得ではなく、当年度の減収世帯も含む対応策を来年度も継続し、所得基準額を現在の生活保護基準の 1.1 倍から 1.3 倍に拡大する。国が認めている PTA 会費・生徒会費・クラブ活動費に関する費用も制度の対象にする。年度途中でも直接教育委員会で申請できることを周知する。申請書と案内の紙での配布及びタブレットへ定期的に発信する。
- ⑲ 学校給食食材にはできる限り前橋産食材を使うなど地産地消につとめる。
- ⑳ 小中学校の給食費の完全無償化の財源を国・県にも強力に要望する。
- ㉑ 部活動の地域移行については、文科省に財政支援を求める。

10、学校、教育施設におけるジェンダー平等の推進

- ① ジェンダー平等の立場から、制服は児童生徒の性自認を尊重し、本人の申告なしに男性用、女性用を問わず自由な制服を選択できるようにする。
- ② 学校のトイレについてもすべての児童生徒が性差を心配せずに利用できるように多目的トイレを全学校に整備する。既設の多目的トイレは、性差を問わず誰でも利用できることをすべての児童生徒、保護者に周知する。
- ③ 小中高校のトイレに生理用品を常備する。
- ④ 市内公民館に多目的トイレや授乳室、エレベーター設置などの改修を実施する。

11、遊び場利用の推進、不登校の支援について

- ① 学校の希望に合わせて放課後の「遊び場」事業の稼働日数、開設時間を拡充し、指導員の確保と処遇改善を進める。
- ② 不登校児童・生徒の悩みを持つ家庭が相談し、交流ができる「不登校の親の会」（仮称）を市として設置する。
- ③ 不登校の児童生徒への支援を強化するため、市内フリースクールとの連携を進め、情報を提供する。同施設に通う児童生徒の費用負担の軽減措置を実施する。フリースクールの定義に関する要項を整備する。岐阜市や岡崎市が実施するような「校内フリースクール」の設置について検討する。
- ④ 旧宮城幼稚園の跡利用は、地元の要望も十分反映し、乳児から大人まで不登校の子どもが誰でも利用できる「こども総合支援施設」の設置を検討し、施設の有効利用を図る。

12、高等教育を受ける学生への支援

- ① 高等教育費の負担が重く、学生が希望する進路を選択できない問題の改善が求められている。市内在住の大学生及び専門学校進学者を対象とする給付型奨学金制度を創設する。

- ② 高校入学支援金支給制度における対象人数を増やし、拡充する。
- ③ フードバンクと連携し、学生への食料支援を強める。

13、芸術・文化財・図書館について

- ① アーツ前橋の事業運営や作品管理業務などを抜本的に見直すとともに、市民の展示スペースを確保し、より市民に身近な美術館に改善する。学芸員の本来業務への専念を保障するためにも、非正規ではなく正規の学芸員を採用する。
- ② 2026年度に実施予定の前橋国際芸術祭2026については、市民意識の醸成や、市民合意が図られていない中で、発表されている。芸術文化に携わっている方々からも疑問の声が上がっているため、再検討する。
- ③ 文化財保護課の考古学専攻の専門員採用を今後も計画的に進め、専門知識、経験、技術の継承ができる体制を整備する。
- ④ 収蔵施設の拡充と、収蔵庫に長年眠る考古資料の展示、活用を促進する。発掘調査報告書は、市立図書館本館で最新の報告書が閲覧できるようにする。現地説明会や発掘現場の見学会、調査の速報展を積極的に実施し、文化財保護の理解増進をはかる。未来の担い手育成のため、教職員・児童生徒向けの発掘調査現場の見学会などを実施する。
- ⑤ 総社歴史資料館では、総社古墳群や上野国府関連遺跡の調査で出土した豊富な遺物を市民が見ることができるよう、計画的に展示替えなどを実施する。粕川歴史民俗資料館では、昔のおもちゃなどを体験するスペースを作る。市内資料館に、本物の土器や瓦など遺物に触れるスペースを設置するなど、出土遺物の有効活用をはかり、多世代で楽しめるぬりえやペーパークラフトなどを作成、配布し普及・啓発するなど利用促進に取り組む。
- ⑥ 総社古墳群は、国史跡に指定され、歴史的価値づけが明確にされた。価値を市民と広く共有し、発信する。そのために調査の成果をパンフレットなどでわかりやすく周知し、専門家とも協力しシンポジウムなどの企画を実施する。総社二子山古墳の崩れた石室を復元保存するため、国・県と協議する。

- ⑦ 国史跡相当に指定された上野国分尼寺跡の今後の保護計画を明らかにするとともに、国分尼寺跡の調査のこれまでの成果を高崎市とも協力し市民に発信する。
- ⑧ 観光政策課や観光コンベンション協会と連携し、市内の史跡情報を積極的に発信する。史跡等の案内板に AR、VR、QR コードを貼り、スマートフォンやタブレットから史跡、遺物情報を発信できるようコンテンツの充実をはかる。
- ⑨ 正規雇用で期間の定めのない雇用の図書館司書並びに学校司書を採用し配置する。
- ⑩ 住民の要望に応える情報提供ができるよう、図書館本館・分館・子ども図書館の図書資料の購入予算を増額する。改訂本の更新を強化し、蔵書新鮮率の引き上げを図る。
- ⑪ こども図書館の新本館への移転後の跡利用は、元気プラザ 21 から完全に撤退するのではなく、こども図書の配架スペース、読み聞かせなどのイベント開催スペースを残す。
- ⑫ 県立図書館と市立図書館本館の機能連携により県立図書館、市立図書館双方のサービスを低下させない。
- ⑬ 前橋文学館のホールは、防音化し市民が音楽や演劇などの文化行事で利用できるようにする。

【総務常任委員会】

1、デジタル化について

- ① 基幹業務システムの標準化に伴い、自治体独自施策の裁量権を維持するため、柔軟にカスタマイズ可能なシステムとするよう、システム改修費への財政措置を国に求める。
- ② 本市の責任で提供すべき行政サービスは、IT 関連企業に丸投げせず、ICT 技術に精通した職員の採用、育成を行い本市の責任で提供する。
- ③ マイナンバーカードの利用促進や「めぶく ID」の登録促進のために電子地域

通貨事業を実施することはせず、税金を投入してめぶくペイのポイント還元事業をこれ以上継続しない。

- ④ めぶくグラウンド株式会社が発行する「めぶく ID」は、市が保有する市民の個人情報を、本人同意を前提とし民間 IT 事業者に提供するツールである。本市は、提供した情報が目的外に利用されたり、ビッグデータに集積されたり、本人同意なしに連携企業などに提供・流出されることがないように、めぶくグラウンド株式会社と個人情報の取り扱いルールを明確に定め、市民に公開し、運用状況の監督を強化する。
- ⑤ 自動運転バス運行の実証実験は、全国で事故が発生している。安易に一般市民が乗車する公道での実証実験を拡げないこと。
- ⑥ 国が進める個人情報の利活用方針に追随せず、市民の匿名加工情報や非識別加工情報は、民間企業の営利目的の活動に提供しない。

2、マイタク・公共交通の充実について

- ① マイタク利用を、マイナンバーカードの保有者のみから紙の利用券でも利用できるように改善したが、これを継続するとともに、申請場所を市役所のみとするのではなく、高齢者が身近な支所や市民サービスセンターでも申請できるようにする。
- ② 利用者の声に応え、マイタクの1乗車あたりの利用上限を2回分、2,000円まで引き上げたが、更なる長距離利用者の負担軽減を行う。また利用回数は、現在の年間70回を少なくとも120回に引き上げる。
- ③ 坂道の多い地域の「ふるさとバス」「るんるんバス」の運行車両の増車を支援し、運行方式を市民が強く要望するドアツードア方式に改善する。清里地区、田口地区など交通不便地域に運行地域を拡大する。
- ④ マイバスの新規運行路線を路線バスとの競合を避けながら、市民要望に沿って交通不便地域に拡大する。
- ⑤ 清里地区と市役所、本市中心部を結ぶ公共交通の整備を検討する。路線バスの毎時運行を支援し、前原団地、池端町などからのアクセスの改善を行う。

- ⑥ 広瀬から駒形方面へのバス路線を復活するとともに、前橋大島駅、前橋駅方面への運行本数を増やす。
- ⑦ 普通二種免許や大型二種免許取得のための費用の援助など、バスやタクシー運転手確保のための支援策を行う。
- ⑧ GunMaaS に登録しないと高齢者割引や若者割引が受けられない。少なくとも高齢者は交通系 IC カードのみで割引を受けられるようにする。
- ⑨ GunMaaS の制度設計により運営や新規事業実施などに市の財政負担が増大している。GunMaaS は全市町村を対象にした観光事業と位置付け、県の単独事業として実施するよう県に求める。
- ⑩ マイバス、デマンドバスの利用料金は、高齢者など交通弱者対策として利用料金をもとに戻す。

3、行財政改革及び正規職員・非正規職員の処遇改善等について

- ① 会計年度任用職員（以下、任用職員）の給与を引き上げ、均等待遇を進めるとともに、短期間での雇い止めはせず、原則として65歳まで任用すること。5年間、継続して勤務し職責を果たした職員は正規職員として採用する。任用職員の勤務日数、勤務時間を任用の更新の際に減らすことなく、生活保障の観点に立ち職員が希望する勤務時間を保障する。契約更新にあたり、3回目以降の更新についても履歴書の提出を免除する。就業時間前の準備を勤務時間として給与を支払う。また、正規職員採用試験を目指す任用職員への支援などを検討する。
- ② 市教委が採用する非正規教職員について、希望する人には勤務時間の上限を増やし、雇用保険へ加入できるようにする。さらに、夏休みなど長期休暇期間中は任用期間外であり無休だが、希望する教職員には他の業務や教育委員会の他の部署での勤務を保障する。また、病休を有給休暇に位置づけることや時間外勤務手当が請求できることを周知し、交通費は正規教職員と同じ水準で支給する。
- ③ ハラスメント対策を抜本的に強化するため、統一のマニュアルを整備するなど対策を強化する。ハラスメントの被害を訴える人が相談しやすい環境を整

えるため、第三者による相談窓口を整備する。

- ④ 過労死ラインを超える長時間労働の実態を解消していくため、正規職員を抜本的に増やし職員の仕事へのゆとりを生み出すとともに、市民に向き合えるサービス向上に取り組む。
- ⑤ 多様な市民ニーズ、行政の専門化に対応する専門人材の育成を計画的に進める。技術職、技能労務職、司書、学芸員など専門性の高い資格者の確保は計画的に進め、専門知識、技能の継承を可能にする新卒、社会人経験者の職員採用を進める。
- ⑥ 上記④及び⑤の観点から、定員管理計画を見直すとともに、定年延長に伴う新規採用者の募集を減らさず、会計年度任用職員の雇用継続に影響しないようにする。
- ⑦ 女性職員の新規採用を増やし、幹部登用を進めるとともに、各種審議会や委員会などに女性委員を増やす。
- ⑧ 基幹的業務を果たしている会計年度任用職員も多く、本人の意向も聞かず、調整弁のように機械的に他部署へ移動させるのを止める。
- ⑨ 公共工事の予定価格の事前公表をしているが、市職員のコンプライアンスを強め官製談合を根絶するとともに、ダンピング受注や業者間談合による高値落札などの弊害が発生することのないよう、透明性の確保と公正な入札制度が維持されるようにする。
- ⑩ 公契約条例は、専門家や関係団体の意見を聴取し、職種ごとの下限報酬を決めるなど労働者の適正な労働条件を確保し、業務の質の向上を図り、下請け・孫請けに対しても市が責任を持つ実効性ある条例に改正する。
- ⑪ 市ホームページは必要な情報がトップ画面から検索しやすく、わかりやすいものに改善する。
- ⑫ 障害者の雇用にかかる法定雇用率を達成するために、新年度に向け障害者雇用の促進を図る。

4、税収納行政の見直しについて

- ① 前橋市の収納行政は強権的な滞納整理が続いている。税滞納者の多くは生活困窮者であり、生活実態を十分に把握し、福祉的な支援に繋げていくことが求められる。給与や年金、事業資金などを分納中であるにも関わらず、むやみに差し押さえし収納する滞納処分は直ちに改める。
- ② 市税や国保税の滞納者に対して丁寧に納税相談に乗り、減免制度の周知や的確な運用、生活保護など福祉部局との連携を迅速に図り生活再建を支援し、市民に寄り添った税収納行政に改める。
- ③ 生活保護世帯の税の滞納繰越金について、納税の意思を示したり、同意があっても生活扶助費からの納付は憲法 25 条及び地方税法違反となるので、機械的な「滞納明細書」の送付を止め、ただちに執行停止する。
- ④ 徴収猶予や換価の猶予などの納税緩和制度を市民に丁寧に知らせ、必要な方には申請の支援も行う。

5、総合窓口の開設について

いま住民の行政に対する各種申請や施策に関する相談の窓口を1本化し、市民への重層的な支援を強めている自治体が増えている。税・公共料金の滞納、離婚、引きこもり、失業、病気、介護などの問題を抱える相談を総合的に受ける総合相談窓口を開設する。

6、防災・減災体制の強化について

- ① 自主防災会の未設置地区の解消をめざすとともに、災害避難訓練や市の出前講座を活発に行い防災タイムラインの普及、学習の機会を通じて、洪水や地震、土砂崩れなど災害時の避難場所を日常的に周知していく。消防局や職員が自主防災会の活動を支援するとともに、女性の地域リーダーの育成や配置を支援する。
- ② ゲリラ豪雨による河川の増水や緊急避難時において、市民や、福祉施設・避難行動要支援者などへの避難誘導が迅速適格に行われるよう、災害時の迅速な情報発信と情報内容の充実を図る。

- ③ 防災行政無線の更新が行われたが、無線の届かない空白地域への対策を強化する。特に、避難行動要支援者や災害時孤立する地域などに住む高齢世帯などへの、防災ラジオの無償配布や、高齢者避難情報コールサービスへの登録促進を図る。
- ④ 民間施設や公的施設、大型商業施設などに協力要請し、避難所を市内各所に増やす。また、農協ビル、ケヤキウォーク前橋、産業技術センター、公社ビルなど県とも連携し、緊急時に避難できる施設を増やす。

7、県民会館について

群馬県の廃止決定を撤回し、県民会館の改修と早期再開を求める。

【市民経済常任委員会】

1、前橋テルサについて

前橋テルサは、仮に公募が不調に終わった場合にも直営で存続する。特に市民の強い要望に応え、ホールとフィットネス施設を存続する。

2、農業支援について

- ① 本市独自の農業資材高騰対策の支援を強化する。
- ② 地域農業のブランド化を推進するために、食品産業と連携し前橋産の農畜産物の商品化やPRを一層強化し、魅力アップに取り組む。6次産業化に取り組む農家への支援を強化する。また商工会議所や農協など各種団体と連携し、市内飲食店等へ出向いた働きかけもし、本市農産物の活用PRやアグリマッチング支援を抜本的に強化する。
- ③ 国に対し青年就農給付金（農業次世代人材投資事業）の要件緩和を求め、本市独自の上乗せである農業委員会の新規就農者奨励金制度を拡充する。
- ④ 本市農業を市民に広く周知、啓発し、地産地消や「食」の理解を広げるため、千葉県匝瑳市のように「地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言」を作る。
- ⑤ 有害鳥獣対策を強化するため、狩猟免許の取得、電気柵の設置や緩衝帯の設

置支援を抜本的に拡充する。また超音波装置やドローン、デジタル機器を活用した対策を推進し、畜産農家の要望に沿った対策を講じる。市職員を増員し対策を強化する。

- ⑥ 農業機械の導入助成制度は、農業法人・集落営農法人・認定農業者に対してさらに増額し、小規模農家も助成対象とするように国に強く働きかける。また本市独自の支援を強化する。
- ⑦ CSF・豚熱感染防止策は、家畜伝染病予防法に基づく感染した場合の全頭殺処分のは是非を検討する。殺処分した豚の補償金の支払いを養豚事業者に迅速に行うよう国・県に求める。殺処分した家畜の埋却地の確保は農家任せにせず、国・県の責任で実施するよう求める。埋却による地下水汚染を防止するため、長期間にわたり安全管理を実施するよう国・県に求め、市独自の対策を強化する。埋却にかわる手段として、焼却炉を確保し焼却を検討する。消毒ポイントの設置を抜本的に強化する。群馬県や関係団体と連携し、周辺自治体で発生した場合には直ちに市内における防疫体制に入るよう対策を検討する。
- ⑧ 農地の相続税や贈与税の軽減・猶予制度の充実、市街化区域内農地の固定資産評価額の引き下げ、また現況農地に対する宅地並み課税の廃止等で農地や生産緑地の保全、環境保全を進めるよう、国に働きかける。
- ⑨ 有害動物であるハクビシンやアライグマなど屋内に侵入する被害が増加しているため、侵入口の閉塞工事への補助事業を創設する。

3、新清掃工場について

群馬県の「ごみ処理の広域化方針」は、清掃工場の広域化や大規模施設への集約を方針としており、環境負荷を強める大きな問題点がある。今後、新清掃工場の建設構想を進めるにあたっては、広域化ではなく本市独自の建設とする。

4、ごみ減量について

- ① ごみ減量を市民参加、事業者参加で強力に進めるため、出前講座を抜本的に強化するとともに、例えば「ごみ減量ボランティア」などを市民に募り、学校や自治会、各種団体への周知啓発を強化する。リサイクルボックスの設置

を推進する。またごみ減量とリサイクルをPRするマスコット「ラジラス」を活用した子ども向けグッズ作成や教育動画の普及と番組充実を強化する。市役所ロビーでも啓発動画を上映する。

- ② 事業者責任を明確にするため、生産者にごみの回収、リサイクル責任を求める拡大生産者責任を本市の計画に位置付ける。製造者の製造する容器等は、再生可能素材の利用を求める。
- ③ ペットボトルゴミの抜本的減量へ、給水ポイントの設置を強化する。市内事業者が給水ポイントを新規設置するための補助金などを実施する。そのためマイボトルの普及促進を進め、オリジナルマイボトルを作りイベントや学校などで市民に配布するなどPRを強化する。
- ④ ごみの高齢者戸別収集は、需要の増加を見込み関係各課と連携し、安否確認などの役割を明確にし、一層の制度の充実を図る。

5、環境対策の充実について

- ① 苗ヶ島町の大規模木質火力発電所は、事業者に対し環境配慮計画の遵守を求め、排気ガスや焼却灰の放射能汚染の測定値を公表するよう強く指導する。発電事業者や燃料事業者に直ちに騒音防止策と各種測定データの公表を求め、公害防止措置を指導する。市は、地元住民や市議会議員の発電施設内への立ち入り、運転状況の説明を事業者に要請する。
- ② 「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置条例との調和に関する条例」を改正する。発電事業者が設置する太陽光発電施設は、規模の大小を問わず許可制にするとともに、生活環境の保全を最優先に近隣住民の同意を許可要件とする。建物の屋根等に設置されたものを除く太陽光発電施設の転売等譲渡にあたっては、転売後の事業者の表示を義務付ける。
- ③ 環境基本計画のCO2削減目標の達成へ、温室効果ガス排出量削減目標の確実な達成へ施策の強化を国に求める。また本市における目標を達成するため、プラごみ焼却削減の数値目標を明確にし、分別回収の対象とする。
- ④ 群馬化成産業の施設の老朽化に伴う悪臭被害が続いている。事業者に独自の施設改修を求めるとともに、県と連携し悪臭防止対策の支援を講じる。

- ⑤ 滝窪町に建設予定の安定型産業廃棄物最終処分場は、地下水や河川、周辺環境への影響を心配する地元住民や地元自治会の声を受け止め、計画を許可しない。
- ⑥ 国に対して、石炭火力発電施設の新設や原子力発電所の再稼働を行わないよう求める。代替エネルギーの確保や再生可能エネルギー等の導入促進を国に強く求める。柏崎刈羽と東海第2原発の再稼働中止、原発ゼロの決断を求める。
- ⑦ 本市独自で省エネ、自然エネルギーの導入を積極的に推進する。公共施設や福祉施設、教育施設への太陽光発電等自然エネルギーの導入を促進する。新エネルギーの市民への利用促進のため各種補助金を拡充する。また周辺自治体や事業者と連携し、地域新電力の創設を検討する。
- ⑧ 本市が独自に行う「新エネ・省エネ機器導入補助」の補助内容に太陽光パネルの設置を加え、新築・既築住宅などへの普及を支援する。また蓄電池の普及を強化するため補助金の増額を図る。国・県に対しても補助の実施を求める。
- ⑨ テレビや冷蔵庫、エアコンなどの省エネ家電への買い替えを支援する市独自の「省エネ家電購入補助事業」を実施する。
- ⑩ 現在本市が行っているクールシェアスポットの一層の周知、利用を広げ、熱中症から市民の健康を守るため、健康増進課と連携し、塩分補給や濡れタオルなども用意する。クールシェアスポットに気軽に立ち寄ることができるよう目立つ表示を強化する。また県と連携し、テレビ、ラジオでの周知啓発も強化する。
- ⑪ 家畜排せつ物の悪臭対策を強化し、畜産農家に対し、規制基準に則った施設設置を指導する。畜産農家の実施する堆肥施設の設置や消臭対策への財政的支援をする。

6、平和施策の充実について

- ① 平和予算を増額し、市職員の広島・長崎での平和式典派遣を復活する。また市内の小中学生を対象にした広島、長崎、沖縄への「平和ツアー」を企画す

る。市内に、非核平和都市宣言塔などモニュメントを設置する。

- ② 前橋空襲と復興資料館の利活用を推進するため、専門学芸員を正規採用し配置する。同資料館を平和教育の拠点施設として位置付ける。「まえばし平和祈念の日」の周知及び平和事業を抜本的に強化する。
- ③ 群馬県が計画している核シェルター建設の中止を求める。
- ④ 政府は土地利用規制法に基づく「注視区域」に赤城山無人中継所を指定している。登山者や観光客などへの監視が行われないよう、政府に申し入れる。
- ⑤ 自衛官募集のため住民基本台帳を抽出し閲覧させているが、個人情報保護の観点から直ちに中止する。
- ⑥ 前橋市及び市が参加する実行委員会、自治会などが主催する各種祭りや行事に自衛隊の参加を認めない。
- ⑦ 相馬原演習場における実弾を用いた訓練を行わないよう、国に求める。
- ⑧ 米軍や自衛隊が飛行訓練を自治体に事前通告する約束が守られていない。米軍や自衛隊に是正するよう国に求めるとともに、ジェット機やオスプレイの飛行の目撃情報を市に提供するよう自治会や市民に協力を求める。
- ⑨ 国に対し、GDP 比 2% の軍事費増額と大軍拡計画を目指す政府方針の撤回、長距離ミサイルなど敵基地攻撃能力の保有、殺傷武器輸出などの撤回を求める。また「非核 3 原則」を堅持し、核兵器禁止条約への参加、批准を求める。
- ⑩ 米軍横田基地の飛行訓練空域が群馬県上空に設定されている。米軍ジェット機の低空飛行訓練の中止を求める。市街地上空での米軍および自衛隊が実施している欠陥輸送機の CV-22 オスプレイの飛行訓練中止と自衛隊基地への配備を取りやめるよう求める。
- ⑪ 日米地位協定を遵守し、病院、学校、保育所など市街地上空での飛行訓練を行わないよう、米軍に対して申し入れるよう国に求める。
- ⑫ 特定秘密保護法、集団的自衛権の行使を明記した安保法制、共謀罪法など立

憲主義に反する諸法律の廃止と憲法9条の厳守を国に求める。また戦前の治安維持法の再来ともいえる「スパイ防止法」を策定しないよう国に求める。

- ⑬ ロシアのウクライナ侵攻に対して、平和首長会議と連帯して即時停戦と平和的解決に向けた日本政府の外交努力を求める。またイスラエルによるガザ地区への空爆等の中止、パレスチナの国家承認を国に対して求める。

7、産業団地について

優良農地を買収し、産業団地を分譲する大規模な産業政策を見直す。市内の中小企業を直接支援する産業政策に転換する。企業立地促進条例で大企業に対して固定資産税などを減免する優遇施策をやめる。また現在整備中の産業団地は、前橋の産業振興に寄与する市内の中小企業の産業集積を目指して、正規雇用を拡大し、市内下請け企業と連携できる事業にする。

8、ジェンダー平等と市民の暮らしに寄り添う行政の推進について

- ① 男女共同参画を一層推進するため、男女共同参画係を課・室に格上げし、女性の地位向上及びジェンダー施策を強化する。
- ② DV や各種ハラスメントなどの相談を受ける常設の相談窓口の充実と周知、県と連携し即応体制のシェルター確保と支援体制を強める。DV 被害者への福祉的援助や住宅確保など総合的支援を国・県に求める。
- ③ 女性の就労機会の拡大、男女賃金格差の是正へ、国や県、市内企業と連携し働き続けられる職場の環境整備や支援を進める。また子育て支援に取り組む企業への支援を強め、男性の育児休業取得の促進を本市としても働きかける。
- ④ ぐんまパートナーシップ宣誓制度の周知啓発に取り組む。同制度の対象に事実婚の当事者を加えるよう群馬県に要望する。同宣誓制度を利用した当事者の子どもなども住民サービスの利益が享受できるよう、本市独自のファミリーシップ制度を創設する。
- ⑤ 男女共同参画電話相談に性的マイノリティの支援を位置付けるとともに、ホームページ等で周知する。性的マイノリティ支援団体との連携、支援を強化し、相談体制の充実を図る。

- ⑥ 公共施設、公園などに、ジェンダーフリーで誰もが利用できるトイレを設置する。また多目的トイレは「誰でもトイレ」と表示するなど、性別、障害の有無を問わず利用できる工夫をする。
- ⑦ 生理の貧困対策として実施していた生理用品の配布事業を再開する。

9、雇用対策と中小企業支援について

- ① コロナ禍のゼロゼロ融資は、物価高騰で返済困難な事業者が増えている。群馬県と連携し、返済が難しい事業者に対する金利免除や返済額の減額・猶予など条件緩和を金融機関に求める。また物価高騰対策として、資金繰りに苦しむ中小企業や個人事業主に対する小口資金融資の保証負担割合を本人負担なしにする。
- ② 個人事業主や中小企業を対象に、県や商工会議所、商工会、金融機関と合同で行う各種経営・生活支援制度の案内や相談会を実施し強化する。物価高騰下における中小企業支援を強化するため、経営安定融資制度などを創設し支援する。
- ③ 市街化店舗支援事業補助金及び買い物利便性向上事業補助金を、まちなか既存店支援補助金並みに拡充する。またまちなか遊休不動産リビルド支援事業補助金を市内全域に拡充する。
- ④ 中小事業者の経営相談などを継続的に実施している前橋民主商工会の「前橋市産業ビジョン協議会」への参加を同協議会に諮る。
- ⑤ 富士見、大胡、荻窪の道の駅の安定的な集客と経営継続へ支援を充実する。
- ⑥ 若年層を中心に就労支援等を行うジョブセンターまえばしの再就職相談支援窓口は中高年者も利用できることを市民に周知する。
- ⑦ 高齢者など買い物が困難な市民を支える宅配事業、移動販売など事業者支援を拡充する。
- ⑧ 市内のキッチンカー及び移動販売の車両更新等に係る支援制度の創設を検討する。

- ⑨ 地元中小企業、中小零細企業にも受注の機会を保障し、仕事が確保できるよう分離分割発注などを行う。また関係団体と連携し小規模事業者登録制度の周知を強化する。
- ⑩ 県の実施する赤城山の観光開発に対し、本市の税金を拠出しない。ぐんまフラワーパークプラスが再オープンしたが、客足が少ない状況が続いている。地元住民や企業と連携した事業運営による集客策を県に求める。

10、多文化共生施策の充実について

- ① 日本人と外国人住民の相互理解を推進するため、国際交流協会や日本語学校、市内の外国人住民と協力し、「国際交流フェスタ」などのイベントを実施する。また日常的な相互理解のための講座の充実を図る。
- ② 国際交流協会の実施する無料の日本語講座の周知啓発を強化する。
- ③ 外国人相談窓口及びぐんま外国人総合相談ワンストップセンターを広く周知する。本市外国人相談窓口の対応言語を抜本的に増やし体制を拡充する。
- ④ 外国人住民に対するルールやマナーの周知に限らず、利用できる市民サービスを周知するための出前講座や外国人住民向け説明会などを実施する。
- ⑤ 伊勢崎市のように外国人生活ガイドブックを作成し普及する。暮らしの情報を広く周知するため広報の多言語対応や、やさしい日本語を活用した周知を充実する。スポーツやバーベキュー、レクリエーションや音楽活動などが利用できる施設を外国人住民向けに周知する。
- ⑥ 外国人住民にごみの分別ルールを周知するため、外国人住民向けの説明会やごみ分別アプリ「さんあ〜る」の普及を強化する。
- ⑦ 上記①から⑥を実施するため多文化共生課を設置する。
- ⑧ 外国人への差別やヘイトスピーチを許さない宣言をし、市民啓発を強化する。

【建設水道常任委員会】

1、千代田町中心拠点地区市街地再開発事業について

千代田町中心拠点地区市街地再開発事業は、総事業費約470億円の内、4分の3は国・市の税金を投入する計画で、本市の負担は事業費の約半額の220億円である。本市の再開発事業は、保留床の内、図書館、学校、地下駐車場は市が参加組合員としてほとんど買い戻すことになり、事実上の公共事業になっている。しかも、民間事業という名のもとに、デベロッパーに開発を委ねたために、組合設立という重要な時期まで総事業費や資金計画などの十分な情報開示をせず、透明性が確保されないまま進められてきた。今後行われる詳細設計で総事業費がさらに膨らむ可能性もあり、そのつけは市民の税金投入に頼ることになることが懸念される。

以上のことから、再開発事業全体の市民の合意形成が不十分であることは明らかであり、認可手続きをいったん凍結して、再開発事業の前提である事業計画及び資金計画について、改めて地域住民の意見、そして市民全体の意見もしっかりと聞き、再開発事業の見直しを行うこと。

2、都市計画道路・生活道路の整備および区画整理事業について

- ① 都市計画道路の整備については、用地買収費や工事費に加えて住宅や事業所の移転補償費も含めて、国からの補助金を活用しても多額の経費と時間が必要となる。人口減少が進む前橋市の道づくりは、通学路などの生活道路の整備を重視すべきであり、とくに高規格の広域幹線道路の整備事業は抑制的に行う。
- ② 江田・天川大島線は、日赤と協立病院、済生会病院をつなぐことによって市民の利便性が向上するという立場で事業促進を強調しているが、そもそも国土交通省も群馬県も利根川への新しい橋の整備については優先度が高いと判断していないこともあり、早期開通は困難である。また、利根西側は、育英高校の移設や、現在朝夕の交通渋滞の発生が問題となっている県道、前橋・長瀬線の道路拡幅が必要であり、住民の合意形成も簡単には進まない状況にある。したがって、江田・天川大島線は、当面の間、全線開通を急がず、利根川東側までの整備にとどめる。
- ③ 県庁群大線も、3中前通り以北は住宅が密集しており、延伸整備の中止をするなどの判断も検討する。

- ④ 市民要望の強い身近な生活道路や水路・側溝を優先して整備する。特に通学路については、道路の拡幅、歩道の整備、信号機の設置、白線やグリーンラインの引き直し、カーブミラーやガードレールの設置・除草・剪定などで危険個所の計画的な整備・改修を急ぐ。
- ⑤ 区画整理事業は9地区を実施して国の事業採択率が低いこともあり、計画通りに進んでいない。長期にわたる区画整理事業は住民も高齢化しており、個人の人生設計をも狂わせているとともに、日常生活に支障をきたしている。たとえば、駒形第1地区では、事業計画から31年経過しており、至る所で工事中の行き止まりの道路、道路側溝整備の遅れによる雨水排水のあふれなど多くの問題が起きている。対象地域への支援とともに、事業進捗率約1%の西部落合第1地区や2中地区の未施工である城東町地域では事業実施の再検討を行う。

3、住宅リフォーム補助制度の拡充について

対象工事費の3分の1を補助し、補助金上限は8万円という住宅リフォーム補助制度は、市民に大変好評で利用が多い制度である。今年度の予算額は、昨年度と同じ6,000万円で、建設関連業者の仕事起こしにつながり、経済波及効果が高い地域経済活性化策である。高崎市では、対象工事費の3割、補助上限20万円で予算額は1億円である。本市でも制度をさらに拡充して、現行の補助対象金額の上限を10万円～20万円に引き上げ、予算も増額して利用枠をさらに増やす。

4、市営住宅の空き部屋対策の強化について

- ① 市内の市営住宅は、管理戸数5,380戸の37.4%、2,014戸が空き部屋となって団地全体の入居者の高齢化が進み地域コミュニティーが弱体化している。空き部屋の増加が維持管理予算の減額につながり、市営住宅の老朽化が進むという悪循環に陥っている。維持管理予算を抜本的に増額して、風呂釜・給湯器の設置やトイレの改修など部屋のリフォームや外壁塗装など進める。
- ② 住み替えを希望する高齢者などへの財政的支援を行う。
- ③ 入居者責任としている建物周辺の除草や剪定などもできる限り市の責任に移行して、入居者負担の軽減をはかり、市営住宅の長寿命化計画を見直し、

快適に住み続けられる低家賃の市営住宅を求める市民要望に応える。

- ④ 本市の広瀬団地建替 PFI 事業については、資材の高騰、人件費の高騰などで事業費の増大なども考えられる。また、入居者の高齢化もあり、今後、仮移転などで生活環境が変わり健康を害する、亡くなるというケースもあり得る。本市には南橘団地での建て替えのノウハウがあるので、PFI 事業を見直して、安定的に建て替えが進むよう本市直営での建替への検討を行う。

5、水道事業について

- ① 水道局は、水道料金を 2022 年度から約 17%引き上げたが、2025 年度にはさらに 4.7%引き上げ、合計 21.7%の料金値上げで年間の市民負担額は 8 億 4000 万円となっている。さらに来年度からの下水道使用料 25%の引上げで年間の市民負担額は約 7 億円となり、あわせて上下水道料金の市民負担額は約 15 億 4000 万円となる。いま、物価高騰で小規模事業者や市民の暮らしは深刻な打撃を受けている。そんな中、水道局は「独立採算が求められる地方公営企業として、安定経営のためには水道料金・下水道使用料の値上げは避けられない」として値上げを決定したが、市民の命・暮らしを守るために来年度の値上げ実施の撤回を強く求める。
- ② 汚水処理経費への一般会計からの繰入れを毎年 3 億円縮減するとの方針だが、繰入金を減額して値上げを行うことは、住民福祉の増進を責務とする自治体の行政判断として問題がある。今後避けられない多くの老朽施設やポンプ施設の更新事業を推進するためには、繰入額を減額すべきではない。さらなる料金の値上げを回避するためにも、一般会計からの繰入れを継続し増額する。
- ③ 全給水量の 55%を群馬県企業局の県央水道に依存しているために給水原価が高くなっている。県にさらに受水単価の引き下げと年間協定受水量の引き下げを強く求め、給水原価の安い地下水の利用率を高めるよう求める。
- ④ 水道局は内水ハザードマップを作成したが、内水氾濫や洪水防止のための貯留施設や貯留能力のある大口径の下水管路の更新・整備については、一般会計からの繰り入れを行うとともに、国への国庫補助金の交付を強く求める。
- ⑤ 水道料金及び下水道使用料減免取扱基準では減免の規定がありながら、災害

以外での減免の対応がなされていない。物価高騰で苦しむ市民のため、福祉的観点から低所得者や障がい者を対象とした上下水道料金の減免規定を拡充する。また滞納者に対する給水停止は、命にかかわる問題であるので止める。

- ⑥ 水道水における有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）の検査について、国の基準を見直すとともに、年一回行われている検査の回数・検査場所を増やす。

6、公園事業について

- ① 公園の管理予算を十分に確保して、遊具などを計画的に整備補修する。遊具の落下保護マットの設置を進める。また、公園愛護会の対象とする面積要件をさらに弾力化し、小さな公園も対象にするとともに、報奨金を増額する。
- ② 大規模公園の指定管理について、パーク PFI はこれ以上の拡大はせず、公園管理面積の拡大に合わせて必要な維持管理予算を確保し、直営を維持する。
- ③ 老朽化し大木化した公園の木が倒れたり、道路上に伸びた街路樹の枝による事故が発生している。樹木医などによる木の健康状態などの総点検を行うとともに、予算を増やし、安心安全な管理を行う。

7、空き家対策事業について

管理されていない老朽化した空き家が増えていて、防犯や越境樹木・有害動物の住処になるなど、全国的に問題になっている。高崎市の空き家緊急総合対策事業では、空き家管理助成金・解体助成金・改修助成金など、きめ細やかな助成金制度を設けて空き家対策を行っている。これを参考にして空き家対策事業の抜本的な拡充を行う。